

## 液石法第14条に基づく交付書面の具体例

一般社団法人全国LPガス協会

# LPガス販売および設備貸与契約書 《戸建用》

LPガス販売事業者である当社と消費者であるお客さまとは、LPガスの継続的販売およびLPガス設備と機器の貸与について、以下のとおり契約を結びます。そして、本契約が成立し、当社からお客さまへの液化石油ガス法14条に基づく書面の交付による取引条件の合意が行なわれた証として本書2通を作成し、当事者双方が署名(記名を含む)、押印して各1通を所持します。

**お客さまの表示**

お客さま番号 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

(ふりがな) \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 様

●本契約の締結並びに法14条の通知書の交付日

年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

●特に期間を定める場合の契約期間

契約締結日より \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日まで

- 解約予告期間(裏面の契約条項10項参照)

本契約をお客さまが解約する場合には、\_\_\_\_ 日前の書面による解約予告が必要です。

- 印紙税法施行令26条により収入印紙は要りません。

お客さま

住所 (〒 \_\_\_\_\_)

電話番号 ( \_\_\_\_\_ )

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

LPガス販売事業者(当社)

住所 (〒 \_\_\_\_\_)

電話番号 ( \_\_\_\_\_ )

名称 \_\_\_\_\_ (印)

代表者 \_\_\_\_\_ (印)

(担当者)

## ■お客さまに貸与するLPガス設備の内容(●P.3 お客さま控●に複写で表記)

●設備の設置場所 設備の設置場所が上記お客さまの住所地と異なる場合には、その設置場所と建物名称は次のとおりです。

設置場所	電話番号	建物の名称

●当社所有の消費設備(LPガスメータ出口から燃焼機器までの設備)

設備名	数	設置年月日	設置時の価格
			円
			円
			円
			円
			円
			円
貸与設備の総額(上記設備の合計金額=a)			円

※消費設備の価格には、工賃、人件費、運搬費等が含まれています。

●当社所有の供給設備

LPガスメータまでの供給設備は当社側の所有物です。

供給設備名

LPガス容器 一式

高低圧ホース 一式

調整器 一式

供給管 一式

LPガスメータ 一式

(その他)

## ■LPガス保安業務の実施者(名称・所在地・電話番号)(●P.5 お客さま控●に複写で表記)

保安業務区分	実施者	保安業務の実施者 名称・所在地・電話番号
①供給開始時点検・調査		A
②容器交換時等点検		B
③定期供給設備点検		C
④定期消費設備調査		D
⑤周知(お客さまへの周知)		
⑥緊急時対応		
⑦緊急時連絡		

## ■特記事項(●P.1 お客さま控●、●P.3 お客さま控●、●P.5 お客さま控●に複写で表記)

# 《用取可》LPガス販売および設備貸与契約（契約条項）

LPガス販売事業者である当社とLPガスの消費者であるお客さまとは、LPガスの継続的販売および設備・機器の貸与について、次のとおり契約します。

## 1.販売の方法

当社は、家庭用・業務用に最も適した品質のLPガス（「い」号）を容器に充填し、お客さまにお届けして継続的に販売します。

## 2.料金の支払方法

お客さまには、LPガスの使用が可能となった日から、毎月当社に下表のLPガス料金をお支払いいただきます。

項目	内容	算定方法
基本料金	LPガスの供給設備費用、およびこれに関する諸費用で、LPガスをご使用にならない場合でもお支払いいただく料金です。	当社の料金表（料金早見表または料金の計算方法等）により算定します。
従量料金	原料費・販売経費等の費用で、LPガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。	LPガスメータのカウンター値をもとに当社の料金表（料金早見表または料金の計算方法等）にあてはめて算定します。
貸与設備利用料	消費設備を当社が所有し、お客さまに貸与している場合にお支払いいただく利用料金です。	お客さまに貸与する消費設備の価格と金利をもとに当社の料金表（料金早見表または料金の計算方法等）により算定します。

## 3.設備の所有関係

- LPガス容器からLPガスメータ出口までの設備（供給設備）は、当社側の所有物です。
- LPガスメータ出口から燃焼機器までの設備（消費設備）のうち、お客さまに確認していただいた当社の所有する設備は●P.3 お客さま控●の「お客さまに貸与するLPガス設備の内容」に記載のとおりです。それ以外はお客さまの所有する設備です。
- お客さまは●P.3 お客さま控●に記載された「契約解除時または中途解約時の買取金額」により算定した金額で、当社所有の消費設備をいつでも買い取ることができます。

## 4.供給設備と消費設備の貸与

- LPガスの供給設備は当社側の所有物です。当社はお客さまに当社のLPガスを供給するため、これをお客さまに貸与します。
- 当社は●P.3 お客さま控●の「お客さまに貸与するLPガス設備の内容」に記載のとおり消費設備（設置時の価格は同表に記載のとおり）をお客さまの敷地に設置させていただきます。
- LPガス販売契約が終了したときは、供給設備と消費設備の貸与契約も当然に終了します。

## 5.設備の維持管理および費用負担

- LPガス供給設備の維持管理は当社が行なうものとし、消費設備の維持管理はお客さまが行なうものとします。なお、お客さまは、当社の供給設備の維持管理業務にご協力いただくこととし、日常の取り扱いには十分注意を払うものとします。
- 供給設備に変更・修繕等が必要な場合は、その費用は当社が負担します。ただしお客さまの都合で変更・修繕等を要する場合には、当社はLPガス基本料金を変更することができます。
- 消費設備に変更・修繕等が必要な場合は、その設備の所有権がお客さまにあるときはお客さまが、所有権が当社にある場合は当社が費用を負担するものとします。当社が費用を負担した場合には、当社は●P.3 お客さま控●に記載された「お客さまに貸与するLPガス設備の内容」を変更することができます。

## 6.保安業務と免責

- 当社は、●P.5 お客さま控●に記載された「LPガス保安業務についての確認事項」に基づいて、保安業務の実施者による法定の点検等の保安業務

を行います。お客さまは点検等の保安業務に協力していただきます。

- 消費設備を点検した結果、お客さま所有の消費設備に不備な箇所が判明した場合には、お客さまがその費用で修繕するものとします。
- お客さまが前項の修繕を怠ったり、消費設備の点検を拒否したために事故や損害が発生した場合には、当社はその事故の責任を負いません。

## 7.LPガスの使用方法

- お客さまには、当社が交付する●P.1 お客さま控●から●P.6 お客さま控●までに記載された通知、周知文書の内容および消費設備の取扱説明書の内容を守り、LPガスを正しく利用していただきます。
- お客さまは、事前に当社の承諾を受けなければ、供給設備または当社の所有する消費設備を取り外したり、その設備に変更を加えることができません。

## 8.LPガスの供給制限・停止

次の場合は、当社はお客さまへのLPガスの供給を制限し、または停止することができます。

- 地震・水害などの災害その他不可抗力によるとき。
- LPガス設備に不備があり、LPガスの使用上危険であると当社が判断したとき。
- お客さまがLPガスを不正に使用したとき。
- お客さまがLPガス料金を支払わないとき、または将来の支払いを拒否しているとき。

## 9.当社からの解除

当社は、お客さまがLPガスを不正に使用したとき、またはLPガス料金の支払いを2ヵ月分以上怠ったときには、催告を要しないで本契約を解除することができます。

## 10.お客さまからの解約申し入れと消費設備の買い取り

- お客さまの都合により当社のガスの使用を止める場合には、●P.1 お客さま控●の「解約予告期間」に記載の解約予告期間が必要です。当社とのLPガス販売契約は、お客さまの書面による解約通知が当社に到達した日の翌日（起算日）から解約予告期間の日数を経過したときに終了します。ただし、集合住宅や導管供給などお客さまを含む複数の消費者宅にLPガスを供給している場合には、お客さま単独での解約はできないものとします。
- 前項による解除あるいは前号の解約申し入れによって本契約が終了するときは、お客さまは当然に当社所有の消費設備を買い取るものとします。お客さまの買取金額は●P.3 お客さま控●の「契約解除時または中途解約時の買取金額」に記載の計算方法によって算出します。
- 前項による解除あるいは本項①号の解約申し入れによって本契約が終了するときは、前号の買取金額の外に、お客さまに次の金員をお支払いいただきます。
  - 供給停止までのLPガス料金
  - 供給設備の撤去費用（ただし、本号ハを除く）
  - 撤去困難な供給設備の供給停止時の残存価格

- お客さまによる本項②号の買取金額及び前号の金員のお支払いと、契約終了時に伴う当社の閉栓作業と供給設備の撤去作業の実施は同時履行といたします。

- 当社所有の消費設備の所有権は、本項②号の買取金額の完済時にお客さまに転移します。

- 撤去困難な供給設備の所有権は、本項③号のハの金員の完済時にお客さまに転移します。なお、撤去困難な供給設備の設置時の価格は、前頁の特記事項に記載のとおりとし、残存価格の計算方法は本項②号の消費設備の買取金額計算方法と同じとします。

## 11.契約期間と自動更新

本契約の契約期間を定める場合は、契約締結日から前頁に記載の「契約の期間」のとおりとします。なお、期間満了の1ヵ月前までに契約の更新をしない旨の意思表示がない場合には、本契約は自動更新されて更に3年間存続するものとし、以後同様といたします。ただし、前頁の契約期間を定めない契約においては、本項を適用せず、本契約締結日からの継続契約とします。

## 12.その他（前頁の特記事項に記載のとおり）

# LPガス販売および設備貸与契約書 《戸建用》

お客さまの表示

お客さま番号 \_\_\_\_\_  
ご住所 \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_  
(ふりがな) \_\_\_\_\_  
ご氏名 \_\_\_\_\_ 様

LPガス販売事業者である当社と消費者であるお客さまとは、LPガスの継続的販売およびLPガス設備と機器の貸与について、以下のとおりに契約を結びます。そして、本契約が成立し、当社からお客さまへの液化石油ガス法14条に基づく書面の交付による取引条件の合意が行なわれた証しとして本書2通を作成し、当事者双方が署名(記名を含む)、押印して各1通を所持します。

●本契約の締結並びに法14条の通知書の交付日

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

●解約予告期間(裏面の契約条項10項参照)

本契約をお客さまが解約する場合には、\_\_\_\_日前の書面による解約予告が必要です。

●特に期間を定める場合の契約期間

契約締結日より \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで

●印紙税法施行令26条により収入印紙は要りません。

お客さま

LPガス販売事業者(当社)

住所 (〒 \_\_\_\_\_ )

住所 (〒 \_\_\_\_\_ )

電話番号 ( \_\_\_\_\_ )

電話番号 ( \_\_\_\_\_ )

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

名称 \_\_\_\_\_ (印)  
代表者 \_\_\_\_\_ (印)

(担当者)

このたびは当社とのLPガスのお取引をいただきありがとうございます。当社は、液化石油ガスの取引の適正化及び保安の確保に関する法律(液化石油ガス法)を遵守し、お客さまとの契約事項に則りLPガスを安全かつ安定的にお届けいたします。つきましては、お客さまには以下の書類の記載事項をお守りくださいますようお願い申し上げます。

■お渡しする書類と記載内容(お客さまと当社との契約書類です。大切に保管してください)

- P.1 署名・捺印欄を含む表紙
- P.2 LPガス販売および設備貸与契約(契約条項)
- P.3 LPガス設備についての確認事項(LPガス設備貸与に関する解説)
- P.4 LPガスご利用のお知らせ(液化石油ガス法14条に基づく通知書)
- P.5 LPガス保安業務についての確認事項(LPガス保安業務に関する解説)
- P.6 LPガスの安全なご利用のために(液化石油ガス法27条に基づく周知文書)

■契約にあたっての重要な事柄

- お客さま宅のLPガス設備のうち、当社側が所有して、それをお客さまに貸与する場合がありますので、設備内容をご確認ください。(P.2,P.3)
- お客さまのLPガス料金は「基本料金」「従量料金」からなり、貸与設備がある場合は「貸与設備利用料」を加えた合計金額を、毎月お支払いいただきます。(P.2,P.3およびLPガス料金表[料金早見表または料金の計算方法等])
- 解約を希望される場合には、書面による解約予告の申し入れが必要です。(P.2)
- 解約は解約予告期間を経た後に成立します。(P.1)
- 解約にあたっては、料金、設備撤去費、設備買取り等の清算が必要となります。(P.2,P.3)
- お客さまの保安業務については、認定保安機関が法令に定められた内容で実施します。(P.4,P.5)

■特記事項

# LPガス販売および設備貸与契約（契約条項）

LPガス販売事業者である当社とLPガスの消費者であるお客さまとは、LPガスの継続的販売および設備・機器の貸与について、次のとおり契約します。

## 1.販売の方法

当社は、家庭用・業務用に最も適した品質のLPガス（「い」号）を容器に充填し、お客さまにお届けして継続的に販売します。

## 2.料金の支払方法

お客さまには、LPガスの使用が可能となった日から、毎月当社に下表のLPガス料金をお支払いいただきます。

項目	内容	算定方法
基本料金	LPガスの供給設備費用、およびこれに関する諸費用で、LPガスをご使用にならない場合でもお支払いいただく料金です。	当社の料金表（料金早見表または料金の計算方法等）により算定します。
従量料金	原料費・販売経費等の費用で、LPガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。	LPガスメータのカウンター値をもとに当社の料金表（料金早見表または料金の計算方法等）にあてはめて算定します。
貸与設備利用料	消費設備を当社が所有し、お客さまに貸与している場合にお支払いいただく利用料金です。	お客さまに貸与する消費設備の価格と金利をもとに当社の料金表（料金早見表または料金の計算方法等）により算定します。

## 3.設備の所有関係

- ①LPガス容器からLPガスメータ出口までの設備（供給設備）は、当社側の所有物です。
- ②LPガスメータ出口から燃焼機器までの設備（消費設備）のうち、お客さまに確認していただいた当社の所有する設備は●P.3 お客さま控●の「お客さまに貸与するLPガス設備の内容」に記載のとおりです。それ以外はお客さまの所有する設備です。
- ③お客さまは●P.3 お客さま控●に記載された「契約解除時または中途解約時の買取金額」により算定した金額で、当社所有の消費設備をいつでも買い取ることができます。

## 4.供給設備と消費設備の貸与

- ①LPガスの供給設備は当社側の所有物です。当社はお客さまに当社のLPガスを供給するため、これをお客さまに貸与します。
- ②当社は●P.3 お客さま控●の「お客さまに貸与するLPガス設備の内容」に記載のとおり消費設備（設置時の価格は同表に記載のとおり）をお客さまの敷地に設置させていただきます。
- ③LPガス販売契約が終了したときは、供給設備と消費設備の貸与契約も当然に終了します。

## 5.設備の維持管理および費用負担

- ①LPガス供給設備の維持管理は当社が行なうものとし、消費設備の維持管理はお客さまが行なうものとし、なお、お客さまは、当社の供給設備の維持管理業務にご協力いただくこととし、日常の取り扱いには十分注意を払うものとし、
- ②供給設備に変更・修繕等が必要な場合は、その費用は当社が負担します。ただしお客さまの都合で変更・修繕等を要する場合には、当社はLPガス基本料金を変更することができます。
- ③消費設備に変更・修繕等が必要な場合は、その設備の所有権がお客さまにあるときはお客さまが、所有権が当社にある場合は当社が費用を負担するものとし、当社が費用を負担した場合には、当社は●P.3 お客さま控●に記載された「お客さまに貸与するLPガス設備の内容」を変更することができます。

## 6.保安業務と免責

- ①当社は、●P.5 お客さま控●に記載された「LPガス保安業務についての確認事項」に基づいて、保安業務の実施者による法定の点検等の保安業務

を行います。お客さまは点検等の保安業務に協力していただきます。

- ②消費設備を点検した結果、お客さま所有の消費設備に不備な箇所が判明した場合には、お客さまがその費用で修繕するものとします。
- ③お客さまが前項の修繕を怠ったり、消費設備の点検を拒否したために事故や損害が発生した場合には、当社はその事故の責任を負いません。

## 7.LPガスの使用方法

- ①お客さまには、当社が交付する●P.1 お客さま控●から●P.6 お客さま控●までに記載された通知、周知文書の内容および消費設備の取扱説明書の内容を守り、LPガスを正しく利用していただきます。
- ②お客さまは、事前に当社の承諾を受けなければ、供給設備または当社の所有する消費設備を取り外したり、その設備に変更を加えることができません。

## 8.LPガスの供給制限・停止

次の場合は、当社はお客さまへのLPガスの供給を制限し、または停止することができます。

- ①地震・水害などの災害その他不可抗力によるとき。
- ②LPガス設備に不備があり、LPガスの使用上危険であると当社が判断したとき。
- ③お客さまがLPガスを不正に使用したとき。
- ④お客さまがLPガス料金を支払わないとき、または将来の支払いを拒否しているとき。

## 9.当社からの解除

当社は、お客さまがLPガスを不正に使用したとき、またはLPガス料金の支払いを2ヵ月分以上怠ったときには、催告を要しないで本契約を解除することができます。

## 10.お客さまからの解約申し入れと消費設備の買い取り

- ①お客さまの都合により当社のガスの使用を止める場合には、●P.1 お客さま控●の「解約予告期間」に記載の解約予告期間が必要です。当社とのLPガス販売契約は、お客さまの書面による解約通知が当社に到達した日の翌日（起算日）から解約予告期間の日数を経過したときに終了します。ただし、集合住宅や導管供給などお客さまを含む複数の消費者宅にLPガスを供給している場合には、お客さま単独での解約はできないものとします。
- ②前項による解除あるいは前号の解約申し入れによって本契約が終了するときは、お客さまは当然に当社所有の消費設備を買い取るものとします。お客さまの買取金額は●P.3 お客さま控●の「契約解除時または中途解約時の買取金額」に記載の計算方法によって算出します。
- ③前項による解除あるいは本項①号の解約申し入れによって本契約が終了するときは、前号の買取金額の外に、お客さまに次の金員をお支払いいただきます。
  - イ. 供給停止までのLPガス料金
  - ロ. 供給設備の撤去費用（ただし、本号ハを除く）
  - ハ. 撤去困難な供給設備の供給停止時の残存価格
- ④お客さまによる本項②号の買取金額及び前号の金員のお支払いと、契約終了時に伴う当社の閉栓作業と供給設備の撤去作業の実施は同時履行といたします。
- ⑤当社所有の消費設備の所有権は、本項②号の買取金額の完済時にお客さまに移転します。
- ⑥撤去困難な供給設備の所有権は、本項③号のハの金員の完済時にお客さまに移転します。なお、撤去困難な供給設備の設置時の価格は、前頁の特記事項に記載のとおりとし、残存価格の計算方法は本項②号の消費設備の買取金額計算方法と同じとします。

## 11.契約期間と自動更新

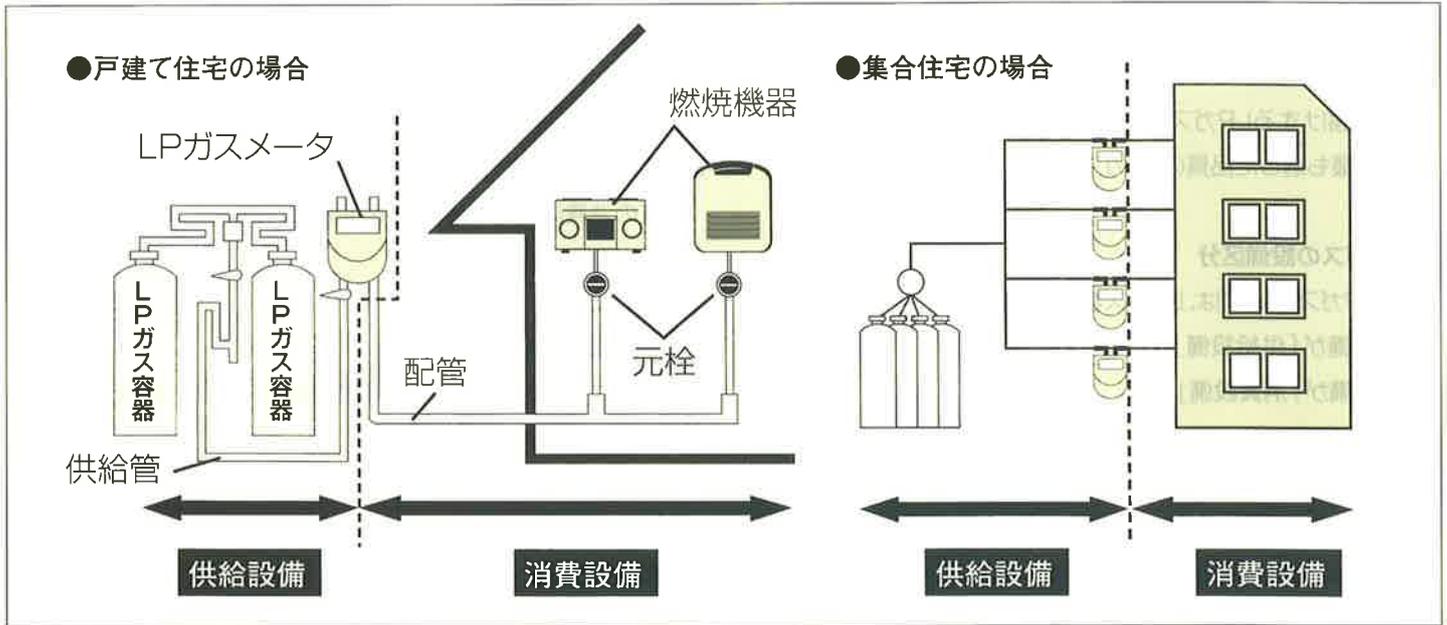
本契約の契約期間を定める場合は、契約締結日から前頁に記載の「契約の期間」のとおりとします。なお、期間満了の1ヵ月前までに契約の更新をしない旨の意思表示がない場合には、本契約は自動更新されて更に3年間存続するものとし、以後同様といたします。ただし、前頁の契約期間を定めない契約においては、本項を適用せず、本契約締結日からの継続契約とします。

## 12.その他（前頁の特記事項に記載のとおり）

# LPガス設備についての確認事項 (LPガス設備貸与に関する解説)

## ■LPガス設備について

LPガスの設備は、LPガス容器からLPガスメータ出口までの設備が「供給設備」、LPガスメータ出口から燃焼機器までの設備は「消費設備」です。



## ■お客さまに貸与するLPガス設備の内容

●設備の設置場所 設備の設置場所がP.1記載のお客さま住所と異なる場合には、その設置場所と建物名称は次のとおりです。

設置場所	電話番号	建物の名称
------	------	-------

●当社所有の消費設備 (LPガスメータ出口から燃焼機器までの設備)

設備名	数	設置年月日	設置時の価格
			円
			円
			円
			円
			円
			円
貸与設備の総額 (上記設備の合計金額=a)			円

※消費設備の価格には、工賃、人件費、運搬費等が含まれています。

●当社所有の供給設備

LPガスメータまでの供給設備は当社側の所有物です。

供給設備名	
<input type="checkbox"/>	LPガス容器 一式
<input type="checkbox"/>	高低圧ホース 一式
<input type="checkbox"/>	調整器 一式
<input type="checkbox"/>	供給管 一式
<input type="checkbox"/>	LPガスメータ 一式
<input type="checkbox"/>	(その他)
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

## ■契約解除時または中途解約時の買取り金額

- (1) a(貸与設備の総額)は設備費用と工賃、人件費、運搬費等で、金利、維持管理費は含まれません。
- (2) 下記計算方法は定額法です。償却率は、償却年数により異なります。
- (3) 1ヶ月に満たない経過日数については、1ヶ月として計算いたします。
- (4) 撤去可能な供給設備の残存価格の算定も下記のとおりとします。なお、撤去困難な供給設備の費用は特記事項に記載します。

(参考)

設備	年数	費用計算方法
配管・金属フレキ、ガス栓等 家屋に付帯する設備	耐用年数 年	$a - a \times \text{償却率} \times \text{経過月数} / 12 = \text{買取価格}$

償却年数	償却率
10年	0.100
13年	0.077
15年	0.067

例として、耐用年数15年で10万円の設備を10年後買い取りの場合、 $10万円 - 10万円 \times 0.067 \times 120 / 12 = 33,000円$   
※買取価格が0円以下の場合は0円とします。

## ■特記事項

# LPガスご利用のお知らせ(液化石油ガス法14条に基づく通知書)

LPガスをご利用いただくにあたり、当社は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下液化石油ガス法といいます)14条に基づいて次のとおりお知らせします。

## 1.LPガスの種類

お届けするLPガスの種類は「い」号といい、家庭用・業務用に最も適した品質のLPガスです。

## 2.LPガスの設備区分

LPガスの設備は、LPガス容器からLPガスメータ出口までの設備が「供給設備」、LPガスメータ出口から燃焼機器までの設備が「消費設備」です。

## 3.LPガスのお届け方法

LPガスを充填した容器をガス切れが起こらないようあらかじめ計画してお届けします。また、ご注文のあったときはすみやかにお届けし、供給設備に接続してLPガスを供給します。

## 4.LPガス使用量の算定

LPガスの使用量は計量法に基づいて、LPガスメータの今回のカウンター値(検針値)から前回の検針値を差し引いて算定します。

## 5.LPガス料金

LPガス料金は、LPガスの使用が可能となった日から発生し、●P.2 お客さま控●の「LPガス販売および設備貸与契約」(以下、「販売契約書」といいます)および別に交付する「LPガス料金表(料金早見表または料金の計算方法等)」に基づいて、基本料金、従量料金、貸与設備利用料を毎月お支払いいただきます。なお、料金を変更するときは、その都度料金表(料金早見表または料金の計算方法等)をお知らせします。

## 6.LPガス設備の保安業務

液化石油ガス法の定めるところにより、LPガス供給設備の点検と消費設備の調査および周知、緊急時対応、緊急時連絡の保安業務を実施します。保安業務の実施者は、当社または当社が委託した保安機関が●P.5 お客さま控●「LPガス保安業務についての確認事項」の内容で行います。

## 7.LPガス設備の所有関係

当社側所有の消費設備は前頁の「お客さまに貸与するLPガス設備の内容」に記載内容のとおりです。それ以外はお客さまの所有する設備です。なお、供給設備は当社側の所有物です。

## 8.LPガス設備の維持管理

- ①LPガス設備の維持管理は「販売契約書」5項のとおりとします。
- ②LPガスメータ出口から燃焼機器までの消費設備については、お客さまに責任を持って維持管理していただきます。お客さまにおいては、LPガスを安全にご利用いただくための周知書面や消費設備の取扱説明書の内容を守り、LPガスを正しくご利用願います。
- ③液化石油ガス法の定めによる消費設備の調査の結果、お客さま所有の消費設備で不備な箇所が明らかになった場合は、すみやかに改善願います。

## 9.LPガス設備の費用負担

LPガス設備の費用負担は、「販売契約書」5項のとおりとします。

## 10.LPガス設備の設置・変更・修繕等の費用負担

LPガス設備の設置・変更・修繕等の費用負担は、「販売契約書」5項のとおりとします。

## 11.LPガス供給制限または停止

次の場合には、お客さまへのLPガスの供給を制限したり、停止することがあります。

- ①地震、水害等の災害やその他不可抗力によるとき。
- ②LPガス設備に不備があり、LPガスの使用上危険であると当社が判断したとき。
- ③お客さまがLPガスを不正に使用したとき。
- ④お客さまがLPガス料金を支払わないとき、または将来の支払いを拒否しているとき。

## 12.LPガス供給契約の解除・解約

### (1)当社からの解除

- ①LPガスを不正に使用したとき。
- ②LPガス料金の支払いを2ヶ月分以上怠ったとき。

### (2)お客さまからの解約事由

- ①転居するとき。
- ②LPガスの使用を中止するとき。
- ③LPガス販売事業者を当社から他社へ変更するとき。なお、集合住宅や導管供給によって複数のお客さまへ供給している場合には、お客さま単独の要請で他のLPガス販売事業者への変更はできません。

## 13.お客さまが解約する場合の手続き

解約の手続きは「販売契約書」10項のとおりとします。

## 14.上記以外の事項については、「販売契約書」のとおりとします。

# LPガス保安業務についての確認事項(LPガス保安業務に関する解説)

## ■LPガス保安業務について

液化石油ガス法14条の書面の交付に関する保安業務についてお知らせします。

## ■LPガス保安業務の内容

保安業務の内容は以下のとおりです。

保安業務	内 容
①供給開始時点検・調査	供給開始時に供給設備と消費設備の点検と調査を行います。
②容器交換時等点検	容器交換時(検針時の場合もあります)に供給設備の点検を行います。
③定期供給設備点検	4年(設備によっては6ヶ月、1年、2年)ごとに供給設備の点検を行います。
④定期消費設備調査	4年(地下室は1年)ごとに消費設備の調査を行います。
⑤周知(お客さまへの周知)	2年(*1年)ごとにLPガス使用に伴う危険発生防止の必要事項をお知らせします。
⑥緊急時対応	LPガスに関する災害及び災害発生の恐れがあることの通知を受けた場合に措置をします。
⑦緊急時連絡	LPガスに関する災害発生時及び災害の恐れがある情報を集中監視システムで受けた場合に連絡対応を行います。

※1 屋内設置の湯沸器と風呂釜で不完全燃焼防止装置及び立ち消え安全装置が付いていない場合は1年ごとに実施します。

## ■保安に関するお客さまに留意していただく事柄

- お客さまは上記⑤の周知事項を守り、お客さまの責任のもとにLPガスを正しく使っていただきます。
- お客さまが上記④の定期消費設備調査に協力されなかったことにより事故が発生したときは、その損害について当社は賠償責任を負いません。
- お客さまは上記④の定期消費設備調査の結果、不備な箇所が明らかになった場合には、速やかに改善措置を講じてください。改善をしなかったことにより発生した事故の損害については、当社は賠償責任を負いません。
- 消費設備を変更される場合は、速やかに当社までご連絡願います。連絡を取らずに変更したことによって発生した事故の損害については、当社は賠償責任を負いません。

## ■消費設備の調査について

- 消費設備の調査結果は、調査票をもってお客さまにご通知します。
- 消費設備調査の結果、不備な箇所が明らかになった場合は、改善するまでの間LPガスの供給を一時停止することがあります。

## ■LPガス保安業務の実施者(名称・所在地・電話番号)

保安業務区分	実施者	保安業務の実施者 名称・所在地・電話番号
①供給開始時点検・調査		A
②容器交換時等点検		
③定期供給設備点検		B
④定期消費設備調査		
⑤周知(お客さまへの周知)		C
⑥緊急時対応		
⑦緊急時連絡		D

## ■特記事項

# LPガスの安全なご利用のために（液化石油ガス法27条に基づく周知文書）

以下の内容は、LPガスを正しく安全に使っていただくために守っていただきたいことを、液化石油ガス法27条1項3号にもとづいてお知らせするものです。なお、ガス器具の使い方や性能については、取扱説明書をご確認のうえ、正しくご使用ください。

## ■LPガスの性質

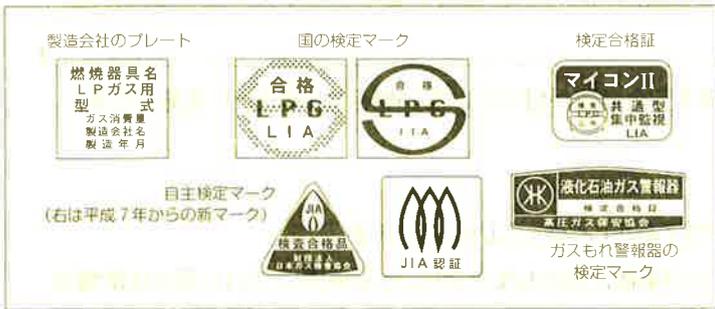
- LPガスは空気より重く、漏れると低いところや物かげにたまります。
- LPガスは空気中に1.8%~9.5%混じったとき、着火源があると燃えます。
- 気体のLPガスは冷却したり圧力を加えると簡単に液化します。
- LPガスは無色無臭ですが、漏れたときにわかるように腐った玉ネギのような臭いがついています。
- 人体に有害な一酸化炭素(CO)は含まれていませんが、換気不足などで不完全燃焼を起こすとCOを発生します。

## ■ガス設備の安全管理と点検責任

- ガス設備の安全管理と点検責任は、●P.2お客さま控●に記載の「LPガス販売および設備貸与契約」の5項のとおりです。

## ■ガス器具をご使用の際の注意事項

- LPガス専用の器具を必ずご使用ください。
- 都市ガス用器具は使えません。
- LPガス用の器具には、次のような表示があります。



- ガス器具の取扱説明書をよく読んでからお使いください。

## ■点火、消火は目で確認

- ガス器具のそばに、燃えやすいものを置かないでください。ガスをお使いのときはその場を離れないでください。風や煮こぼれで火が消えたり、天ぷらの油に火がつくことがあります。
- ガスの炎は必ず「青い炎」でお使いください。
- 赤い炎は不完全燃焼です。



## ■器具栓、元栓はしっかりと

- おやすみ前やお出かけのときは、必ず器具栓や元栓を閉めてください。
- 使っていない元栓には必ずゴムキャップをつけてください。

## ■ゴム管にも注意

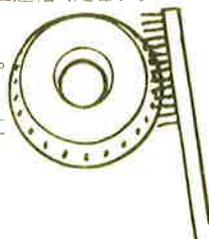
- ゴム管はときどき点検し、ひび割れやかたくなったものは早めに取りかえてください。ガス漏れ点検は、石けん水を塗りあわが出来るかどうかで調べます。
- ゴム管はガス栓の赤い線まで差し込み、ホースバンドでしっかり止めてください。
- 「三つ又」は危険ですので、絶対に使わないでください。

## ■ガス器具のお手入れ

- ガスコンロなどの目づまりなどは、不完全燃焼の原因となります。ときどき器具ブラシなどで掃除してください。
- ネジなどを取り外す必要がある場合は、必ず当社にご連絡ください。

## ■小型容器をご使用のときは

- 容器が倒れないように平らな場所でお使いください。
- 使用後は、必ず容器バルブを閉めてください。
- 風通しのよい室外で、直射日光や火気のない場所に保管してください。
- 不要になった容器は、必ず当社に返却してください。



## ■こんなときは当社へご連絡ください

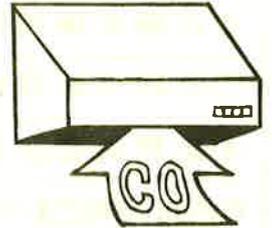
- LPガス設備の工事や新しくガス器具を取り付けるとき、または取り外すとき。

- 新築や改築、転居などで新しくLPガスを使用するとき、または使用をやめるとき。
- 旅行や出張などで長期間留守にするとき。
- 配管、風呂がま、大型給湯器、排気筒などの工事は法律上の資格が必要です。

## ■もしもガスが漏れたら

### ●ガスの臭い気がついたとき、警報器がなったとき

- タバコの火など、室内の火をすべて消してください。
- 器具栓や元栓をしっかり閉めてください。
- 窓や扉を大きく開け、ガスを自然に追い出してください。
- 換気扇を回すなど、電気のスイッチには絶対に触れないでください。
- 当社へ連絡し、点検を受けるまでガスを使用しないでください。



### ■換気に注意してCO中毒をふせぐ

- LPガスの燃焼には大量の空気が必要です。換気が十分に行われないと、酸素不足や排気ガスが室内に充満して不完全燃焼となり、CO中毒を起こす危険性があります。

### ●CO中毒をふせぐために

- ガス器具を使用するときは換気扇を回したり、ときどき窓を開けて換気してください。
- 小型湯沸器をお風呂に使ったり、シャワーとして使用することは絶対におやめください。
- コンロとストーブなどを同時にお使いのときは、とくに換気に注意してください。
- 風呂がまや大型湯沸器には、必ず換気口と排気設備を設置してください。
- 排気口に鳥が巣を作ったり異物がつまったりしていないか、こまめに点検してください。
- 排気筒がはずれていないか、こまめに点検してください。

### ■CF(排気筒型)式風呂がまをご使用のお客さまへ

- シャワーの使用や追い焚きをしているときは、絶対に換気扇などを使用しないでください。排気が逆流して酸素が不足し、不完全燃焼を起こすことがあります。
- 風呂がまと小型湯沸器を同時に使用しないでください。
- 給気口をふさがないようにください。

### ■もしも災害がおきたら

- 火災のときは、容器バルブを閉めて、消防署員などに容器の位置を知らせてください。
- 地震のときは、火をすべて消し、器具栓と元栓を閉めます。ゆれの大きなきは容器バルブも閉めてください。
- 洪水のときは、容器バルブを閉め、容器が倒れたり流されないようにロープなどで固定してください。
- 容器バルブを閉めるときは、時計と同じ右回しです。



容器バルブ

### ■ハイセーフ(マイコンメータ)はハイテクメータです

ご家庭には、ガスの異常使用を監視するマイコンメータが設置されています。

万一の異常時は、必要に応じてガスを遮断します。

### ●こんなときにガスを遮断します

- ゴム管の抜けなどで異常に大量のガスが流れたとき。
- 器具の消し忘れなどでガスの使用時間が異常に長いとき。
- 震度5以上のとき(Sタイプ)。

### ●日常のご使用について

- 日常の維持管理は、とくに必要ありません。
- マイコンメータが作動してガスが遮断したときは、復帰操作を正しく行ってください。
- 復帰操作を行ってもガスが出ない場合は、当社までご連絡ください。



### ●復帰操作の手順

- 器具栓や元栓をすべて閉めます。
  - 復帰ボタンのキャップをはずします(Sタイプにはキャップはありません)。
  - 復帰ボタンを押して2分間待ちます(Sタイプは1分間)。
  - 異常がなければ元どおりガスが使えます。
- ガスが使用できないときは、当社までご連絡ください。

◎内容を十分にお読みください。

## LPガス販売に関する重要なお知らせ (書面の交付)

お客様氏名		販売店名	
お客様住所		販売店 電話番号	

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（本書面では「液化石油ガス法」という。）第14条に規定する事項をお知らせしますので、十分熟読の上、大切に保管のほどお願いいたします。

### 1. LPガスの種類

お届けする液化石油ガス（以下「LPガス」といいます）の種類は「い号液化石油ガス」といい、家庭用・業務用に最も適した品質のLPガスです。

### 2. LPガスの引渡し方法

LPガスを充てんした容器をガス切れが生じないように計画した配送日に供給設備に接続して供給します。

### 3. 供給設備及び消費設備の管理の方法

#### (1) お客様の保安責任

お客様は、ガスメータ出口から燃焼機器等までの消費設備については、お客様に責任をもって維持管理していただきます。

ただし、当社（店）が所有する消費設備の維持管理は当社（店）が行います。なお、お客様がLPガスをご使用になる場合は、本書面と別にお渡しする「周知文書」や「器具取扱説明書」等の内容を遵守されるようお願いします。この周知文書等に記載した注意事項に違反して生じた事故・災害の責任は、原則として、お客様に帰することとなりますのでご注意ください。

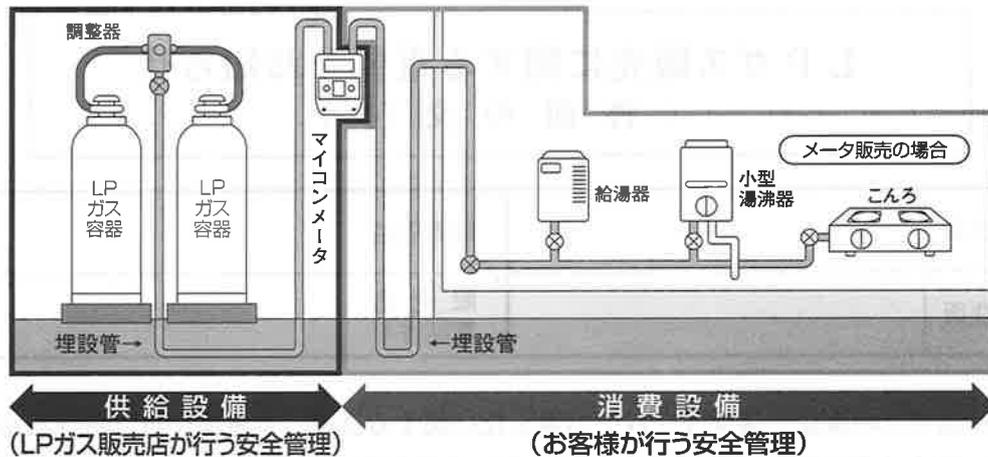
#### (2) 当社（店）の保安責任

容器からメータ出口までの供給設備は、当社（店）または当社（店）の委託した保安機関が定期的に点検を行い、その維持管理について責任を負います。

#### (3) その他のお願い

お客様の敷地内にある供給設備について、当社（店）または当社（店）の委託した保安機関以外の者によって、みだりに変更等を加えないようご注意ください。もし、このような第三者による供給設備の変更・損壊・移動等が発生した場合は、当社（店）まで速やかにご連絡くださるようお願いいたします。

## LPガス設備の管理責任の範囲



### 4. 供給設備及び消費設備の所有関係

当社（店）所有の供給設備、消費設備は「LPガス設備確認書」で「○印」を付しているものです。なお、貸与設備の利用料については、別途交付するとおりとなっています。

### 5. LPガス設備の転貸・売却の禁止

当社店の所有のLPガス設備を利用して、他のLPガス販売店からLPガスの供給を受けることはできません。また、その設備をお客様が転貸・売却することもできませんのでご注意ください。

### 6. LPガス設備の費用負担

消費設備の設置・変更・修繕・撤去等に要する費用は、お客様に負担していただきます。なお、当社（店）所有の消費設備については、別に定める内容により精算させていただきます。また、お客様のご事情により、当社（店）の所有の供給設備の変更・修繕・撤去等に要する費用については、原則としてお客様にご負担をお願いいたします。

### 7. LPガスの供給制限または停止

次の場合には、お客様へのLPガスの供給を制限したり、停止することがあります。

- (イ) 地震、水害等の災害やその他不可抗力による場合
- (ロ) LPガス設備等に不備があり、使用上危険な場合
- (ハ) お客様がLPガスを不正に使用した場合
- (ニ) お客様から支払期限を過ぎてもLPガス料金の支払いがない場合

### 8. LPガス供給の解約

#### (1) 当社（店）からの解約

- ★LPガス料金等の支払いが2ヶ月分無く、その後1ヶ月経過してもお支払いがない場合。
- ★LPガスを不正に使用し、その債務のお支払いがない場合。

なお、LPガスの供給解約後もお客様には債務の支払い責任があります。

## (2) お客様からの解約

★転居の場合。

★当社（店）以外のLPガス販売事業者に変更する場合。

ただし、次の場合は、供給設備をお客様の敷地内等に引き続き置かせていただくことがありますので、ご了承ください。

- ① 集合住宅や導管供給によって複数のお客様へ供給している場合。
- ② 業務用等の大規模設備であって、撤去に費用、日数が要する場合。
- ③ LPガス料金及び貸付設備等の精算が完了していない場合。
- ④ 当該設備を引き続き設置することをお客様が同意した場合。

★LPガスを使わなくなった場合。

## 9. お客様が解約を希望する場合の手続き

(1) LPガス販売契約の解約の申し出があった場合は、当社（店）は原則として1週間以内に供給設備を引取ることとします。ただし、8.(2)の場合は除きます。なお、当社（店）以外の者が、供給設備、配管等を無断で取り外さないようご注意ください。取り外しの必要がある場合は、事前に必ず当社（店）にご連絡をお願いします。

(2) 解約日には当社（店）が立会い、LPガス料金等の精算を行い、閉栓作業を行います。

(3) 解約にともなう供給設備の撤去費用は、解約の理由がお客様にある場合はお客様の負担となります。

(4) お客様が設備の買取希望がある場合は、「時価相当額」で買い取っていただきます。

「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下のとおりとなります。

$$\text{時価相当額} = A - (A \times \text{償却率} \times \text{経過月数} \div 12)$$

注1：Aとは機器の設置当初の費用です。

注2：上記の計算方法は、定額法であり、償却率は機器の耐用年数により異なります。

注3：定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途お知らせします。

## 10. LPガスの保安業務等の実施者とその責任

### (1) 保安業務の実施者

LPガス設備の点検・調査等の保安業務については、次表（保安業務区分とその実施者）のとおり当社（店）で実施するか、または、当社（店）が委託した保安機関が実施します。

### (2) 保安業務の実施に関する責任等

前記（1）の保安業務は、当社（店）または当社（店）が委託した保安機関が責任をもって実施いたします。

なお、LPガス事故等が発生した場合において、個別調査の結果、当社（店）に起因する事故等と判明した場合は、当該事故等の対処・対応は責任をもって行います。

(3) 不在等により保安業務が出来ない場合の責任

LPガス設備の調査・点検等に関する保安業務を実施するに際して、5回訪問してもお客様が不在の場合は、不在連絡票を発行し、調査・点検希望日の連絡をお願いいたします。その日時に訪問してもご不在の場合は、お客様の設備が技術基準等に適合しているかどうか確認がとれませんので、お客様自身が責任をもって、管理・使用されますようお願いいたします。

(4) LPガス設備が基準不適合の場合の措置

点検・調査の結果は文書をもってお知らせします。その結果が、経済産業省令の技術上の基準に適合していない場合は、改善が必要です。速やかに改善をお願いします。改善しない場合は、災害の発生のおそれがありますので、LPガスの供給を停止する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(5) 保安業務の拒否による損害発生時の責任の所在

保安業務の点検・調査を拒否したり、お客様が改善を講じなかったために起こった災害などによる損害、またはLPガスの供給停止による損害は、お客様の責任となりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

● 保安業務区分とその実施者

保安業務の区分	実施者名	連絡先電話番号
① 供給開始時点検・調査		
② 容器交換時等供給設備点検		
③ 定期供給設備点検		
④ 定期消費設備調査		
⑤ 周知		
⑥ 緊急時対応		
⑦ 緊急時連絡		

1.1. 防災等についてのお願い

(1) 火災が発生した場合

火災が発生した場合は、直ちに容器バルブを閉めて、消防署員等の関係者に容器の位置をお知らせください。また、当社（店）にもご連絡をお願いいたします。また、お客様の近隣で火災が発生した場合も同様の対応をお願いいたします。

## (2) 地震が発生した場合

地震が発生した場合は、あわてずに使用中の火を消し、容器バルブを閉めるようお願いいたします。なお、大きな地震が発生した場合は、ガス配管やガス機器からガス漏れのおそれがありますので、当社（店）または当社（店）が委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。また、大きな地震が発生した場合は、マイコンメータが地震を感知しガスを自動的に遮断することがあります。この場合は、マイコンメータの復帰ボタンを押すと、マイコンメータが自動的にガス漏れの有無などの検査を行います。異常がない場合は、表示が消え、ガスが使えます。しかし、復帰ボタンを押しても表示が消えず、ガスが使えない場合は、ガス漏れなどの異常がありますので、当社（店）または当社（店）の委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。

## (3) 水害のおそれがある場合

水害が発生、または、発生のおそれがある場合は、容器等が流れないように措置をお願いいたします。また、流されるようなおそれがある場合は、当社（店）にご連絡をお願いいたします。

なお、水害によって、容器、調整器、メータ、配管等が冠水した場合は、当社（店）または当社（店）の委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。

## (4) お客様がご使用になる燃焼器

お客様が新たにLPガス燃焼器を他社（店）で購入して設置される場合は、当社（店）に必ずご連絡をお願いいたします。

## 1 2. 個人情報の取扱いについて

LPガス供給の申込みの受付、工事、保安点検の際、ガス機器販売等の機会などの際、お客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、振替口座番号、ガス機器の種類等）のご提供を受けますが、これらの個人情報は次の目的に利用させていただきますのでご理解願います。

(1) LPガスの供給（配送、検針・集金等）を行うために利用

(2) LPガスの設備工事を行うために利用

(3) 液化石油ガス法に基づく、次のLPガスの保安に関する業務を行うために利用

- 供給開始時点検・調査（LPガスの供給を開始するときに設備の点検や調査を行います。）
- 容器交換時等供給設備点検（容器、調整器、バルブ、供給管などの外観検査を行います。）
- 定期供給設備点検・定期消費設備調査（LPガス設備のガス漏れ試験、ガス器具や給排気設備の調査など行います。）
- 周知（LPガスの使用上の注意などを記載したパンフレットを定期的に配布します。）
- 緊急時対応（お客様からの災害発生などの連絡に対して迅速な措置を行います。なお、必要に応じて実際にお伺いして対応いたします。）
- 緊急時連絡（お客様からの災害などの連絡について、迅速に対応します。）

(4) 当社（店）または当社（店）が委託した保安機関の自主的な保安に関する業務の実施を行うために利用

(5) ガス機器・警報器等の販売、設置、修理・点検、アフターサービスを行うために利用

(6) 上記に付随するサービス・製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析等を行うために利用

(7) また、上記の業務を円滑に遂行するため、LP ガス容器の配送会社、LPガス設備の保安点検会社、LPガス工事会社、口座振替先の金融機関、検針センター、集金センター、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。このため、必要な範囲で委託先へ個人情報を提供する場合があります。その際に当社（店）は委託先との間で個人情報の取扱いに関する適切な監督を行います。

\* 当社（店）が所有している情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社（店）までお知らせください。

### 1 3. LPガスの計量の方法、料金とその支払方法

#### (1) メータ検針による料金計算による請求

計量法に基づき、ガスメータに表示されたガス通過量を定期的（毎月）に検針し、ガス使用量と設備の態様に応じた別途交付する「LPガス料金表」に基づき料金を請求いたします。

支払方法、支払時期については、下記の方法によりお願いいたします。

◎ 支払方法 ・口座自動振替 ・振込み ・現金 ・その他（ ）

◎ 支払時期 ・毎月 日頃 ・毎月末頃 ・その他（ ）

また、前記の「LPガス料金表」は、本書面の交付時に同時に交付いたします。その後、仕入れ価格などの変動や社会情勢や経済情勢などにより、値上げまたは値下げする場合は、その都度、変更する理由をお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

なお、LPガス料金は自由料金のため、料金の構成内訳は各LPガス販売事業者によって違いがあり、必ずしも同一ではありません。

#### (2) LPガス料金の計算方法

LPガス料金は、LPガスの使用量に関係なく、一律に徴収する基本料金（容器、メータ、調整器、供給設備の設置費用など）とLPガスの使用量に応じて請求する従量料金（LPガスの仕入原価、販売経費など）により算出された料金のことであり、両方を合算して請求（消費税込）するものです。

## クーリング・オフのお知らせ

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の対象のお客様は、LPガス機器等の販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

1. お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下図参照）により、無条件で申込みの撤回を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ、代金の全部を支払うこと）で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
2. この場合お客様は、
  - ① 損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
  - ② すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
  - ③ すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受け取ることができます。
  - ④ 商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払義務はありません。また、役務の提供を受けた、または施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
  - ⑤ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求できます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。
4. クーリング・オフの行使の方法  
下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入のうえ、販売店宛に郵送してください。

郵便はがき	
切手	住所 ○○○○
ご住所 ご契約者名 電話番号	○○○販売株式会社 ○○○課御中
	右記日付の契約は解除します。 ・ 販売店名 ・ 販売店住所 ・ 電話番号 ・ 商品名・役務の種類
	契約日 平成○年○月○日

- ① 上の参考例は「ハガキ」によるものですが、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
- ② そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った金額（○○○円）を至急ご返送ください。③振り込み先、④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入します。



# L P ガ ス 設 備 確 認 書

★ 供給設備は、当社（店）の所有です。

供給設備			消費設備（○を付してあるものは当社（店）の所有です）							
設備名	数	型式	設備名	数	設置年月	金額	機器名	数	設置年月	金額
LPガス容器										
高低圧ホース										
調整器										
供給管										
ガスメータ										

## 書 面 の 交 付 お よ び 受 領

液化石油ガス法第14条に基づく書面の交付をするとともにLPガス設備の所有・費用関係等についてお客様と当社（店）との間で確認しました。なお、お客様は本書面を十分熟読・ご確認のうえ、受領欄に必要事項のご記入をお願いいたします。

LPガス販売の契約日                      平成      年      月      日

LPガス販売事業者名

代表者氏名

担当者氏名

住 所

電話番号

お客様氏名（名称）

お客様コード

住 所

電話番号

本書面を受領いたしました。

平成      年      月      日

署 名

印

# 書 臨 審 贈 送 ス 々 9 J

。まら育預の (古) 林出 お贈送餘共 ★

(まら育預の (古) 林出おのよるあて「付を」) 贈 送 費 前								贈 送 餘 共		
贈金	日半置送	送	送 器 贈	贈金	日半置送	送	送 贈 送	先 送	送	送 贈 送
										器容ス々9J
										ス一ホ玉冊高
										器 器 器
										管 餘 共
										マ一スス々

## 贈 受 ひ も は 付 交 の 面 書

贈送はアのこの答附関用費・育預の贈送ス々9Jのよるあてをまら付交の面書とて基に送附送ス々9Jの送附送  
 取事要心に贈送受、ス々の臨審こ・器器を十を面書本お贈送は、はな。ス「ま」臨審の問の (古) 林出と  
 。まら「ス」の贈送はき入送この

日 月 年 送平 日 送送の送送ス々9J

送答業事送送ス々9J

送送答送送

送送答送送

号番送送

送 送

送一に贈送は

(林送) 送送答送送

号番送送

送 送

。ス「ま」の贈送受を面書本

日 月 年 送平



送 署

# L P ガ ス 設 備 確 認 書

★ 供給設備は、当社（店）の所有です。

供給設備			消費設備（○を付してあるものは当社（店）の所有です）							
設備名	数	型式	設備名	数	設置年月	金額	機器名	数	設置年月	金額
LPガス容器										
高低圧ホース										
調整器										
供給管										
ガスメータ										

## 書 面 の 交 付 お よ び 受 領

液化石油ガス法第14条に基づく書面の交付をするとともにLPガス設備の所有・費用関係等についてお客様と当社（店）との間で確認しました。なお、お客様は本書面を十分熟読・ご確認のうえ、受領欄に必要事項のご記入をお願いいたします。

LPガス販売の契約日                      平成      年      月      日

LPガス販売事業者名

代表者氏名

担当者氏名

住 所

電話番号

お客様氏名（名称）

お客様コード

住 所

電話番号

本書面を受領いたしました。

平成      年      月      日

署 名

印

